

旭川市告示第392号

本市の徴収金に係る次の書類について送達することが困難なため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、送達すべき書類は本市において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年8月13日

旭川市長 今 津 寛 介

- 1 書類の名称
令和8年度賦課（令和8年度相当分）介護保険料納入通知書
- 2 納付場所
旭川市指定金融機関（旭川信用金庫）、旭川市収納代理金融機関及び旭川市役所（各支所及び出張所を含む。）
- 3 保管場所
旭川市福祉安心部介護保険課
- 4 送達を受けるべき者
別紙のとおり